



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 23 日 (金)
第 8 9 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し (161) (東部福祉保健事務所) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (162) (水・大気環境課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (163) (農地・水保全課) 2
	公共測量の終了 (164) (県土総務課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (165) (治山砂防課) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (166) (会計指導課) 4
	指定代理納付者の指定 (2 件) (167・168) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日
愛真ケア株式会社	愛真ケアプラン事業所	鳥取市岩倉250-12	平成30年3月20日

鳥取県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から平成36年3月31日まで

（変更前 昭和52年3月1日から平成30年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分

倉吉市穴窪字屋舗及び字前田、大塚字五反田、中江字出口、新田字西通、字中筋通及び字東通、清谷字五ノ坪、山根字大谷、伊木字奥田口、八屋字寺屋敷及び字寺山、下余戸字屋敷廻り、上余戸字大谷口、大原字宮ノ下及び字山ノ下、巖城字樋之口、字南平、字円山、字円山下、字向山及び字中河原、仲ノ町字打吹山、字長谷山及び字長谷坂、大谷字平垣、字向野及び字中尾、和田字堂庵寺、字樋ノ外及び字菱田、福光字稲代及び字上石ゾ子、黒見字庄田、北野字大石橋、字天神、字天神野、字天神ノ内及び字前田、生田字高瀬、字狐ッ屋及び字西河原、中河原字東、蔵内字五反田及び字川端、石塚字上河原、上古川字空町及び字頭ナシ、鴨河内字上河原、関金町安歩字老里塚並びに関金町大鳥居字大林の各一部

削除する部分

倉吉市栗尾字椎木谷、字家ノ上、字梨子木、字大田、字小田、字兜山、字末谷口、字休石及び字堂面、小鴨字道祖神、字鯉平、字市ノ下、字上新田、字市屋敷、字八重原、字大平ル、字ツエヌケ、字杉谷平ラ、字出口、字城ノ後及び字平ル林、上古川字下林、字大平ル、字中林、字野畑及び字上林並びに石塚字大平ル及び字下モ平ラの各一部

鳥取県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 海川第2地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年3月23日から同年4月12日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所及び日吉津村役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（1級、3級基準点測量 2級水準測量）
- 2 作業地域 天神川、三徳川、小鴨川、国府川 河川直轄管理区間
- 3 終了年月日 平成30年2月23日

鳥取県告示第165号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和50年鳥取県告示第253号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した上細見地区急傾斜地崩壊危険区域は、廃止する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
上細見南地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域並びに昭和50年鳥取県告示第253号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域（平成13年鳥取県告示第558号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町上細見字下屋敷259-1	1号
西伯郡伯耆町上野字田ノ塚907	2号
西伯郡伯耆町上野字大平ル原760-2	3号から7号まで
西伯郡伯耆町上野字中井通ノ二860	8号
西伯郡伯耆町上細見字屋敷391-1	9号
西伯郡伯耆町上細見字屋敷358-2	10号
西伯郡伯耆町上細見字屋敷366	11号
西伯郡伯耆町上細見字縄手305地先白地	12号
西伯郡伯耆町上細見字縄手305	13号

西伯郡伯耆町上細見字赤岩ノ前245

14号

鳥取県告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
源泉徴収漏れ額に係る源泉徴収金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県地域振興部スポーツ課
係長 加藤 裕美
- 3 委任期間
平成30年3月23日から同月31日まで

鳥取県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成30年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	とっとり電子サービスを通じて支払をする歳入	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで